

志位委員長らが大西市長と懇談 義援金を手渡す

5月7日、日本共産党の志位和夫委員長、小池晃書記局長、藤野保史政策委員長らが、大西市長を訪問し、義援金を手渡したほか、被災者救援や復興に向けた取り組み状況や要望などの聞き取りを行いました。田村貴昭衆院議員、仁比聡平参院議員、熊本市議団も同席しました。

大西市長からは、「震度7の地震が2回、その後も震度4以上の地震も100回以上続くなど、前例のない災害。国を挙げ、政党の枠を超え支援をお願いしたい」との要望が寄せられました。



志位委員長は、「市として被災者の健康と生活を守るために全力を挙げてほしい」「党としても生活再建支援金の引き上げなど、これまでの枠組みにとらわれない支援策を政府に提起していく」と応じました。

家屋の倒壊・マンションの損壊 被災者の声を聞き取り



市長との懇談後は、市内各地の被災現場を調査。壊滅的な被害を受けたマンションの住民からは「余震のたびに亀裂が深くなり、ここにはもう住めない。助けてほしい」との声が寄せられました。

国・県とも連携し、生活再建に向けた支援策の充実に取り組んでいく決意です。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO. 996

2016年5月15日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

【第3弾の申し入れ・要請を行いました】

避難所の生活環境改善、住宅の再建・確保、市民病院の早急な建て替えなど要望

5月7日、共産党市議団は、熊本市に対して、避難所の生活環境改善、住宅の再建・確保、市民病院の早急な建て替えなどを求め、要請を行いました。震災発

生後、時間の経過とともに課題や住民の要望も変わってきます。今回は、4月19日、26日に続き、3回目の要請となりました。主な要望項目は以下の通りです。

- 市内すべての避難所において、「内閣府が示した避難生活基準」（災害弱者に配慮する、プライバシーを守る、栄養にも配慮した三度の食事の提供など）を順守すること。
- 機械的な「拠点避難所」への集約化をせず、避難者の意向に基づき、自宅に近い避難所での避難を保障すること。
- 在宅の避難者、長期の「車中泊」となっている被災者の要望を把握し、改善に取り組むこと。
- 「罹災証明」の発行については、他都市の支援も含め体制を確保し、遅くとも五月中に完了すること。
- 市営・県営など公営住宅の最大限活用し、提供するために、空き部屋改修を地元業者に発注し、一挙にやりきること。
- 公務員住宅など、国が所有する集合住宅についても、緊急に整備して災害住宅として活用するよう国に要望すること
- 「仮設住宅」と「災害復興住宅」の建設に一日も早く踏み出すこと。
- 家財の損壊・住宅の一部損壊も含めた被災住宅の再建に対する支援制度（無担保・無利子融資制度、災害復旧支援金給付など）を実施すること。
- 白紙にされている市民病院の建替えを速やかに実施し、災害時の拠点としての機能を一日も早く取り戻すこと。

熊本地震・被災者のみなさんへの支援制度、活用しましょう！

熊本市では、5月6日付で「復興部」が設置され、復興対策本部の下、「復興連絡会議」を開催し、全庁挙げて熊本地震の復興支援に取り組んでいます。

【復興部】 復興総務課：328-2871 生活再建支援課：328-2972

住宅再建支援課：328-2973

*災害の復興支援についてお尋ねなど、どうぞ！

被災住宅の応急修理

半壊や大規模半壊の被害を受けた住宅の修理を自らの資力で行うことができない世帯に対し、居室・台所・トイレ等日常生活に不可欠な最小限の修理を市が業者に依頼し、応急的に修理する。(全壊でも、修理で居住できる場合は対象となる)

【問い合わせ】 営繕課 328-2573

各証明書の発行手数料の免除

罹災証明を受けた方で、災害に関する手続きに使用する場合、下記の証明書交付手数料を免除。

- ① 印鑑に関する証明、②住民票記載事項証明、③住民票、④印鑑登録、⑤課税証明書、⑥固定資産会計証明書、⑦納税証明書

【取扱窓口】

市役所・各区役所・各出張所等

生活必需品の支給

住宅の全壊・半壊により、生活上必要な寝具等その他の生活必需品を喪失した方に対し、現物支給を行う。

【限度額】 *カッコ内は半壊

1人世帯：18400円(6000円)

2人世帯：23700円(8100円)

3人世帯：34900円(12100円)

4人世帯：41800円(14700円)

5人世帯：53000円(18600円)

*6人以上は加算あり

【支給品】 寝具、下着、紙おむつ、鍋・食器等

【問い合わせ】 健康福祉政策課

328-2340

保育料の減免

全壊・半壊の被害を受けた世帯に、保育料を減免。(前年所得制限あり)

【問い合わせ】 保育幼稚園課

328-2568

国民健康保険・後期高齢者医療の保険料・医療費の減免・免除

地震の被害により国民健康保険・後期高齢者医療の保険料支払いが困難になった方の保険料を減免します。

また、住家の全壊・半壊、主たる生計維持者の死亡や重篤な傷病、廃業・失業により収入がない場合、医療費の窓口負担を免除します。

*医療費は、2016年7月受診分まで

被害状況に応じた減免で、申請が必要です。

☆国民年金保険料の免除もあります

【問い合わせ】 国保年金課

328-2290

個人市県民税・固定資産税の減免、市税の納税猶予

地震被害を受けた方は、被害の程度に応じて市県民税・固定資産税の減免が受けられます。

【問い合わせ】 各区役所税務課へ

中央 328-2181 東 367-9138

西 329-1174 南 357-4143

北 272-1114

震災被害にあわれた方は、状況により市税の納付猶予(分割納付)ができる場合があります。

【問い合わせ】

納税課 328-2204

または、各区役所税務課

生活保護の住宅扶助が特別基準で対応されます

生活保護受給者の方が、地震により転居しなければならなくなった場合、低家賃の住居がかなり住めなくなっており、一般の住宅扶助基準では探すのが難しいため、特別基準での対応を行っています。

<世帯の人数別「特別基準」>

1人：44000円、2人：44000円

3人：47000円、4人：50000円

5人：53000円、6人：53000円

7人以上：56000円